

令和7・8年度

## 八女西部広域事務組合建設工事競争入札参加資格審査申請について【物品関係】

八女西部広域事務組合が発注する物品納入についての競争入札参加希望者は、下記の要領により競争入札参加資格審査申請書を提出(郵送又は持参)してください。

なお、提出された書類について、記載内容が事実と異なるものであると判明したときは、入札参加資格審査申請の取消しなどの、厳正な措置を取りますのでご注意ください。

### 1. 提出及び受付について

(1) 期 間 令和7年2月3日(月)～3月14日(金) (土日祝日を除く)

※以降は令和9年1月31日まで随時受付

(2) 時 間 8時30分～17時00分まで(12時00分～13時00分を除く)

(3) 提出書類

○別紙「提出書類一覧1～16」までの書類を提出すること。なお、1～13までの書類は番号順にフラットファイル(A4タテ(A4-S)・ピンク・紙)に綴じて提出すること。また、ファイル背表紙の下段には会社名を記入すること。

○筑後市、八女市、大川市、広川町、大木町に競争入札参加資格がある場合は、市町提出時の書類の写しでも可とする。

(4) 提出方法

○郵送又は持参によること。

○郵送の場合は、封筒の表に【競争入札参加資格審査申請書在中】と朱書きすること。

○受付票が必要な場合は、返信用封筒(110円切手貼付)を同封すること。

○参加資格申請を複数する場合(物品・委託・工事のうち2つ以上)は、まとめて郵送(返信用封筒は1枚で可)すること。

(5) 提出先

〒833-0002 筑後市大字前津2088番地6

八女西部広域事務組合 事務局 TEL0942-52-7536

### 2. 入札参加資格有効期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日(随時受付の場合は受付日から有効)

### 3. 申請者の資格(参加要件)

物品納入競争入札参加希望業種申請書(様式第2号の3)に掲げる業種を事業として営む法人又は個人であること。ただし、次に該当する者を除く。なお、申請後に下記に該当する状態になった場合には参加資格を取消すものとする。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- (3) 暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者で、明らかに物品納入業者として不適当であると認められる者
- (4) 国税（法人税又は個人にあっては所得税並びに消費税及び地方消費税）、県税（事業税、県民税）及び市町村税を完納していない者  
（競争入札参加資格審査申請受付後に滞納がある事実が判明した場合には、競争入札参加資格を取り消すものとする。）
- (5) 営業を行うにあたって、法令の規定により官公庁等の許可、認可等を必要とする場合において、当該許可、認可等を受けていない者

<参 考>

地方自治法施行令第167条の4第2項各号

- ① 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

<地方自治法施行令第167条の4第2項各号の続き>

- ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- ④ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の仕事の執行を妨げたとき。
- ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- ⑦ この項（この号を除く。）規定により一般競争入札参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理者、支配人その他の使用人として使用したとき。

#### 4. 問 合 せ

〒833-0002 筑後市大字前津2088番地4

八女西部広域事務組合 事務局 TEL 0942-52-7536

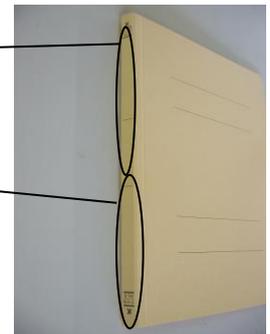
## 【提出書類一覧】

番号	提出書類	提出必須	押印要否	備考	チェック欄
1	競争入札参加資格審査申請書	○	要	指定様式を使用のこと。	
2	競争入札参加希望業種申請書	○		指定様式を使用のこと。	
3	資格証明・許可証等			申請日現在有効なもの	
4	代理店・特約店証明書			申請日現在有効なもの	
5	支店・営業所等一覧表			独自様式でも可	
6	委任状		要	独自様式でも可 委任状況に留意のこと。	
7	使用印鑑届	○	要	指定様式を使用のこと。	
8	物品納入実績表（官公庁）	○		独自、他市町様式でも可。	
9	財務諸表	○		申請日から直近2年分のもの 個人事業者は、収支内訳書及び所得税確定申告書の写しを提出すること。	
10	納税証明書（国、県、市町村）	○		申請日から3か月以内に発行されたもの	
11	現在（履歴）事項全部証明書・身分証明書	○		法人業者は現在（履歴）事項全部証明書（申請日から3か月以内発行されたもの）、個人業者は身分証明書を添付すること。	
12	誓約書	○	要	指定様式を使用のこと。	
13	役員名簿			独自様式でも可	
14	物品業者登録カード	○		指定様式を使用のこと。	
15	受付票	○		指定様式を使用のこと。	
16	返信用封筒（長型3号）			受付票の返送が必要な場合に提出。 送付先を明記のうえ、110円切手を貼付すること。 受付票にクリップ留めすること。	

## 【フラットファイルについて】

組合で受付番号を記入するため空白にしておくこと。

会社名を記入すること。  
「競争入札参加申請書」等の記入は不要。



【記載要領】

番号	提出書類	要 領																																	
1	競争入札参加資格審査 申請書 (様式第1号の3)	○申請者は本社の代表者とし、 <u>実印</u> を押印すること。 ○支社(支店又は営業所)へ業務委任を行う場合は、委任先の所在地も記入すること。																																	
2	競争入札参加希望業種 申請書 (様式第2号の3)	○入札参加の希望業種を、 <u>5業種</u> を限度とし順位を記入すること。なお、 <u>希望順位等は、「物品関係業者登録カード(様式第10号の3)」の優先順位と一致させること。</u> ○希望される業種の「発注物品の例示」欄の物品で、納入可能な物品には○印を付けること。																																	
3	資格証明・許可証等	○営業を行うにあたって資格・許可・届出等を必要とする場合は、必ず提出すること。 ○許可等の登録更新中である場合は、更新手続き済みであることが確認できる書類(更新申請書で受付印のあるもの等)を提出すること。 【主な許可証等の例示】 <table border="1" data-bbox="655 1003 1350 1469"> <thead> <tr> <th>業 種</th> <th>発行官公庁</th> <th>許可等の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農薬販売業</td> <td>都道府県</td> <td>届出</td> </tr> <tr> <td>毒劇物販売業</td> <td>都道府県</td> <td>登録</td> </tr> <tr> <td>高圧ガス販売業</td> <td>都道府県</td> <td>販売営業許可</td> </tr> <tr> <td>金属屑類回収業</td> <td>公安委員会</td> <td>許可</td> </tr> <tr> <td>計量器販売業</td> <td>都道府県</td> <td>登録</td> </tr> <tr> <td>揮発油販売業</td> <td>通商産業局 又は経済産業局</td> <td>登録</td> </tr> <tr> <td>石油製品販売業</td> <td>通商産業局 又は経済産業局</td> <td>届出</td> </tr> <tr> <td>液化石油ガス販売業</td> <td>都道府県</td> <td>販売営業許可</td> </tr> <tr> <td>ガラス・陶器回収業</td> <td>公安委員会</td> <td>許可</td> </tr> <tr> <td>小型家電回収業</td> <td>公安委員会</td> <td>許可</td> </tr> </tbody> </table> ※上記以外でも、資格・許可・届出を必要とする場合は、必ず資格証明書・許可証の写しを提出すること。	業 種	発行官公庁	許可等の種類	農薬販売業	都道府県	届出	毒劇物販売業	都道府県	登録	高圧ガス販売業	都道府県	販売営業許可	金属屑類回収業	公安委員会	許可	計量器販売業	都道府県	登録	揮発油販売業	通商産業局 又は経済産業局	登録	石油製品販売業	通商産業局 又は経済産業局	届出	液化石油ガス販売業	都道府県	販売営業許可	ガラス・陶器回収業	公安委員会	許可	小型家電回収業	公安委員会	許可
業 種	発行官公庁	許可等の種類																																	
農薬販売業	都道府県	届出																																	
毒劇物販売業	都道府県	登録																																	
高圧ガス販売業	都道府県	販売営業許可																																	
金属屑類回収業	公安委員会	許可																																	
計量器販売業	都道府県	登録																																	
揮発油販売業	通商産業局 又は経済産業局	登録																																	
石油製品販売業	通商産業局 又は経済産業局	届出																																	
液化石油ガス販売業	都道府県	販売営業許可																																	
ガラス・陶器回収業	公安委員会	許可																																	
小型家電回収業	公安委員会	許可																																	
4	代理店・特約店証明書	○メーカー等との代理店契約・特約店契約がある場合は、提出すること。																																	
5	支店・営業所等一覧表 (様式第3号)	○独自、他市町様式でも可。本社のみの場合は提出不要。																																	
6	委任状(様式第4号)	○入札参加資格の有効期間を通して、入札・見積、契約締結、代金の請求・受領等の権限を本社代表者から代理人(支店長・営業所長・出張所長等)に委任する場合は、必ず提出すること。(委任がない場合は提出不要) ○独自、他市町様式でも可。その場合、委任事項の内容に留意のこと。																																	

番号	提出書類	要 領
7	使用印鑑届 (様式第5号)	<p>○入札・契約等の際に使用する印鑑を押印すること。</p> <p>○代理人を置いた場合(支店長等に年間委任する場合は、委任状の受任者印と同一であること。</p> <p>○個人の場合は個人印を押印すること。(会社印ではない。)</p>
8	物品納入実績表 (官公庁) (様式第7号の3)	<p>○業種ごとに作成すること。</p> <p>○申請日から直近2年間に完了した業務を記載すること。</p> <p>○独自様式による場合は、官公庁分を明記すること。</p>
9	財務諸表	<p>○申請日から直近2年分のものを提出すること。</p> <p>○個人事業者は、収支内訳書及び所得税確定申告書の写し(申請日から直近2年分)を提出すること。</p>
10	納税証明書(未納、滞納のないことの証明書)	<p>○課税、非課税に関わらず、別表「納税証明書提出一覧」の区分に従って提出すること。</p> <p>○申請日から直近3か月以内に発行されたものを提出すること。</p> <p>○委任がある場合、都道府県・市町村税は受任地のものを提出すること。この場合の国税は、本社のもを提出すること。</p> <p>○当該都道府県税事務所及び市町村が「未納(滞納)税額のないことの証明書」を発行していない場合は、課税されている税目の過去2ヶ年度(令和5・令和6年度)分の納税証明書を提出すること。</p>
11	現在(履歴)事項全部証明書・身分証明書	<p>○申請日から直近3か月以内発行されたものを提出すること。</p> <p>○法人は現在事項全部証明書又は履歴全部事項証明書、個人は本籍のある市町村発行の身分証明書を提出すること。</p>
12	誓約書 (様式第8号の3)	<p>○指定の様式を使用し、記載事項について認識・了承し、記入押印すること。</p>
13	役員名簿 (様式第9号)	<p>○法人の場合は、全部事項証明書に掲載されている役員(代表者及び監査役を含む。)すべてを記載すること。</p> <p>○支店等に委任する場合は、上記に加えて契約者となる支店長等も記載すること。</p> <p>○個人の場合は、代表者を記載すること。</p>
14	物品関係業者登録カード (様式第10号の3)	<p>○<u>指定ファイルと一緒に綴らずに提出すること。</u></p> <p>○「登録希望業種」欄の「希望順位」「業種番号」「業種名」は、「競争入札参加希望業種申請書(様式第2号の3)」と一致のこと。</p>
15	受付票 (様式第11号の3)	<p>○<u>指定ファイルと一緒に綴らずに提出すること。</u></p> <p>○申請者名を記入して提出すること。</p>
16	返信用封筒(長形3号)	<p>○受付票の返送が必要な場合には、送付先を明記、110円切手を貼付し提出すること。(受付票にクリップ留め)</p>

### 【その他注意事項】

- 申請事項に変更が生じた場合は、「資格申請書変更届」を提出すること。
- 特に定めのない条例、規則等については、筑後市の条例、規則等を準用するものとする。

### 【納税証明書提出一覧】

税 種		証 明 書 発 行 所	申 請 者		
			法人	個人	備 考
国 税	法 人 税	所轄税務署	○		未納税額のない証明。本社所在地の 税務署発地の税務署発行分。
	所 得 税			○	
	消費税及び地方消費税		○	○	
県 税	事 業 税	都道府県税 事 務 所	○	○	未納税額のない証明。委任がある場 合受任地のもの。
	県 民 税		○	○	
市 町 村 税	法 人 市 民 税	市町村役場	○		未納税額のない証明。委任がある場 合受任地のもの。
	市 町 村 民 税			○	
	固 定 資 産 税		○	○	
	軽 自 動 車 税		○	○	
	国 民 健 康 保 険 税			○	